

【イギリス】動物福祉に関する法律の制定

海外立法情報課 芦田 淳

* 2019年、公務のために使用される動物（警察犬等）の保護強化や、巡業を行うサーカスにおける野生動物の使用禁止を目的とする法律が制定された。

1 法律制定の目的

2019年に入り、イギリスでは、動物福祉に関する2件の法律が制定された。1件は、同年4月8日に制定され、2006年動物福祉法¹（以下「2006年法」）を改正する「動物福祉（公務のための動物）法」²（以下「公務のための動物法」）である。2006年法は、野生状態で生活している動物を除き、人間の占有下にある動物や、イギリス諸島において一般的に家畜化されている種の動物（こうした動物を総称して、以下「保護動物」）を対象として、虐待の禁止とともに、福祉確保の義務付けを行うものであった³。他方、公務のための動物法は、保護動物のうち、警察に所属する犬や馬を始め、公務のために使用される動物に対する保護の強化を目的とするものである。また、もう1件は、2019年7月24日に制定された「サーカスにおける野生動物法」⁴（以下「野生動物法」）である。同法は、巡業を行うサーカス⁵（以下「サーカス」）での野生動物の使用禁止を目的としている。

以上2件の法律制定に当たり、所管する環境大臣は、公務のための動物法及び野生動物法が、2018年12月に制定されたゾウの保護を目的として象牙取引を禁止する「象牙法」⁶とともに、動物保護の世界的リーダーとしてのイギリスの地位を強化するものと位置付けている⁷。

2 公務のための動物法

公務のための動物法が制定された背景には、警官を支援していた警察犬が当該警官を守ろうとして容疑者から重傷を負わされた事件に対して、加害者への十分な処罰が行われなかったとして、2016年以降、法改正を求める運動が発生したことがある⁸。

公務のための動物法は、全2か条から成り、第1条が2006年法の改正、第2条が法律の適用範囲及び施行が制定から2か月後（2019年6月8日）であること等を規定している。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年9月9日である。

¹ Animal Welfare Act 2006 c.45. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/45/contents>> 以下、同法の訳文に関しては、地球生物会議『英国2006年動物福祉法—動物福祉並びに関連する目的の条項を定める法律—（ALIVE資料集 No.26 海外の動物保護法 No.7）』地球生物会議、2007を参照した。

² Animal Welfare (Service Animals) Act 2019 c.15. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/15/contents/enacted>>

³ 箕輪さくら「英国二〇〇六年動物福祉法の分析（一）」『自治研究』93巻7号、2017.7、p.118.

⁴ Wild Animals in Circuses Act 2019 c.24. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/24/contents/enacted>>

⁵ 野生動物法は、「巡業を行うサーカス」について特に定義を設けていないが、先行する2012年の規則（3参照）では、「演技、展示又は公演を行う目的で所々を移動するサーカス」と定められていた。

⁶ Ivory Act 2018 c.30. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/30/contents>>

⁷ “Gove delivers legislation to ban wild animals in circuses - Government introduces Bill to ban the use of wild animals in travelling circuses,” 1 May 2019. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/news/gove-delivers-legislation-to-ban-wild-animals-in-circuses>>

⁸ “Government announces support for Finn’s Law campaign in Parliament,” 15 June 2018. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/news/government-announces-support-for-finns-law-campaign-in-parliament>>; Finn’s Law website <<https://www.finnslaw.com/>> なお、標題等にある「フィン（Finn）」は、重傷を負った警察犬の名前である。

2006年法第4条は、①ある者の作為又は不作為（以下「作為等」）が保護動物に苦しみを引き起こし、②当該者が、その作為等がそのような影響を及ぼすか、又は及ぼすおそれがあることを知っていたか、又は当然知っていたはずであり、かつ、③その苦しみが不必要なものである場合に、当該者は罪を犯したことになる」と規定している。

ただし、苦しみが不必要なものか否かの判断において、苦しみを引き起こした行為が「人、財産又は他の動物を保護する」正当な目的を持っていたか否かなど、複数の事項が考慮されると定められていた。そのため、この規定は、例えば、警察犬等に対して物理的な力を加えることが、自身の身を守るためという理由により正当化される根拠となっていた。

これに対して、公務のための動物法は、①（苦しみを引き起こした）行為の際、動物が警官等の適切な公務員の管理下にあり、②行為の際、動物が当該公務員により、その職務のために、あらゆる点において合理的な方法で使用されており、かつ、③当該公務員が被告でない場合には、人等を保護する正当な目的の有無は考慮されないとの規定を、2006年法に追加した。

3 野生動物法

野生動物法制定の背景には、イングランドにおいて、サーカスについて野生動物の使用を規制する「2012年巡業サーカスにおける野生動物の福祉（イングランド）規則」⁹が、2020年1月に失効することがある¹⁰。ここでいう野生動物とは、グレート・ブリテンにおいて一般的に家畜化されていない種の動物を指す¹¹。また、法案提出に際して、サーカスで野生動物を使用することは、現代社会において無意味であり、野生動物の保護や理解に資するものでもないとの指摘がなされている¹²。

野生動物法は、全4か条と附則1編から成る。まず、サーカスで野生動物が演技をしたり、展示されたりすることを禁止し、違反した場合には罰金を科す（第1条）。また、主務大臣により任命される調査官が、①サーカスの敷地への立入り、②当該敷地の調査、③当該敷地内で発見され、野生動物使用の証拠と信じるに足る物の押収といった権限を有すると定める（第2条及び附則）。このほか、関係法律の軽微な改正（第3条）、法律の適用範囲（ごく一部の規定を除き、イングランドにのみ適用）及び施行日（2020年1月20日）等（第4条）を定める。

参考文献

- “Animal Welfare (Service Animals) Bill: Explanatory Notes.” <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/lbill/2017-2019/0159/18159en.pdf>>
- “Wild Animals in Circuses (No. 2) Bill: Explanatory Notes.” <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/lbill/2017-2019/0180/18180en.pdf>>

⁹ Welfare of Wild Animals in Travelling Circuses (England) Regulations 2012 No.2932. <<http://www.legislation.gov.uk/uksi/2012/2932/contents>>

¹⁰ 当該規則が、制定から60日後に発効し、発効から7年後に失効する時限立法であったためである。なお、イギリスの他の地方に関しては、スコットランドが、「2018年巡業サーカスにおける野生動物（スコットランド）法（Wild Animals in Travelling Circuses (Scotland) Act 2018 asp 3.）」<<http://www.legislation.gov.uk/asp/2018/3/contents>>により、既にサーカスにおける野生動物の使用を禁止していた。また、北アイルランドでは特に立法の動きは見られないが、ウェールズでは、サーカスにおける野生動物の使用禁止に向けた法制定の動きがある。National Assembly for Wales, “Wild Animals in Travelling: Circuses Research Briefing,” June 2019. <<http://www.assembly.wales/research%20documents/034%20-%20wild%20animals%20in%20travelling%20circuses/wild%20animals%20in%20travelling%20circuses.pdf>>

¹¹ 野生動物法における野生動物の定義もほぼ同様である。なお、グレート・ブリテンとは、北アイルランドを除く、イングランド、ウェールズ及びスコットランドを指す。

¹² “Gove delivers legislation to ban wild animals in circuses - Government introduces Bill to ban the use of wild animals in travelling circuses,” *op.cit.*(7)